

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
40	要項	外周道路の整備面積について	5	I	I-2	(1) -表1	「約50haに外周道路の整備面積を含む」とありますが、外周道路の幅員は提案者側で設定し、余剰地に土地利用計画等を提案するとの理解で宜しいでしょうか？	現在、想定している道路の幅員等の整備内容は守秘義務対象資料として提供しますので道路部を除いた敷地において土地利用計画等を提案してください。 なお、道路線形、幅員等は、提案者からの提案内容を踏まえ、本案提案募集後、交通管理者と協議し決定します。
41	要項	大屋根リングについて	22	IV		(2) ② カ)	「開発事業者は、大阪・関西万博終了後に大屋根リングの譲渡を受けた所有者に対して無償で当該敷地の使用・占用を認めることとします。」とありますが、大前提としては5Pの表1に記載の通り、大屋根リングも含め全て万博協会もしくは行政にて更地化をするという理解でよろしいでしょうか。 また、仮に譲渡を受けた所有者がいた場合は、上記記載の通り所有者の意向が優先され、開発事業者の事業計画に条件が付されることになるのでしょうか。	提案対象地は大屋根リングも含めて、2025年日本国際博覧会協会が更地にして、大阪市に返還する予定です。※今後変更となる可能性があります。 大屋根リングを利活用する場合は、募集要項「IV-1. 【ハードレガシーの残置及び利活用（任意）】（1）」を参考に提案してください。 いただいた提案内容を踏まえ、2次募集の条件に付与する予定です。
42	要項	公園、緑地について	23	IV	IV-1	(2)	上記に該当しない場合、大阪市の「都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準」によると、3000㎡以上の開発行為において、開発区域面積の3%の公園、緑地、広場の設置が求められています。 また開発区域面積が5ha以上の開発行為において公園を設置する場合、「その所有権を本市に無償で帰属させること。本市は帰属を受けた公園を都市公園として管理を行う。」とあります。 5ha以上の開発行為に該当する場合、静けさの森の全部または一部を、開発公園、緑地として市の帰属とすることができますでしょうか？ 帰属できない場合は、静けさの森とは別途に、市に帰属する公園を設置する必要がありますでしょうか？	ご質問に記載の5ha以上の開発行為となる計画とされた場合、都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準の「第6条10本市管理・帰属」に記載しているとおり、開発事業者は、公共施設管理者と協議していただくこととしています。 なお、夢洲では、開発許可を受けて設置する公園、緑地、広場については、都市公園法の制限がかかる都市公園ではなく開発事業者による管理の広場又は緑地を設置していただくことを想定しております。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
43	要項	公園、緑地について	26	V	V-1	(5)	大阪港港湾計画書に記載されている緑地（52ha,42ha）は、都市計画法施行令第25条第6号ただし書に規定する「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）が存する場合」の緑地に該当すると考えてよろしいでしょうか？	「都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準」の「第5条公園設置に関する要否判定基準（令第25条第6号関連）」において、対象となる公園等は、都市公園法に位置づけられ供用開始されているもの、都市計画緑地及び都市計画交通広場と規定しており、大阪港港湾計画書で記載されている夢洲地区の緑地（52ha、42ha）は該当しません。 なお、開発区域の面積が5ha以上の開発行為については都市計画法施行令第25条第7号の適用となり、都市計画法施行令第25条第6号のただし書き規定は適用できません。
44	要項	電気・ガス・通信等整備の費用負担について	31	V	V-3	(1)	電気・ガス・通信等の整備について、「開発事業者が各供給事業者に整備依頼を行う」とありますが、開発事業者に費用負担を求められる可能性はありますか？	各供給事業者の判断によると思います。
45	要項	区画道路の整備について	31	V	V-3	(3)	区画道路は、関連法令（道路法、道路構造令、建築基準法等）に準拠した道路とする必要はありますか？ また、開発許可等の整備手法は、提案者側の裁量との理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。 なお、区画道路を整備する場合は開発事業者の負担で整備し、所有してください。
46	要項	土地の処分条件について	32	V	V-4	(1)	2次で提示される土地の処分条件（土地利用形態、土地価格）は、2次募集の必須条件となるのでしょうか？	1次募集の提案の内容を踏まえ土地の処分条件を大阪市で決定し、2次募集時に提示します。
47	要項	土地利用計画等の提案レベルについて	36	VI	VI-3	(3)	1次募集はマスタープラン案の提案であり、導入する都市機能はどこまで具体的に明示すべきでしょうか？（例、テニスコートは「スポーツ施設」等の表記で差し支えないでしょうか？）	可能な限り具体的に提案してください。 なお、様式E「提案書④公表用」については、公表可能な内容を記載してください。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
48	要項	第3期区域の大屋根リングについて	40	VIII	VIII-1		第3期区域内の大屋根リングは撤去せず、現位置残置を前提に埋立することは可能でしょうか？	ご質問は第3期区域内の埋立竣工に関する質問と解して回答します。 第3期区域を埋立竣工するためには、大屋根リングの撤去が必要となります。
49	要項	第3期区域について	40	VIII	VIII-1		第3期区域は、現況準工業地域（200%/60%）となっておりますが、都市計画の変更を前提にご提案してもよろしいでしょうか？	提案可能です。 ただし、都市計画の変更を前提とした任意提案を行う場合は、都市計画変更が必要な理由、変更の内容及びその範囲を記載してください。
50	要項	提案対象地や関連計画等の詳細情報について	4	I	I-2	(1)	提案内容検討にあたり、以下の情報を頂けますでしょうか。 ・対象地の地盤沈下実績および将来予測に関する資料 ・IR区域の施設計画が分かる建築図 ・IR区域の概要（各施設の規模、発生集中交通量等） ・IR区域内係留施設の区域内配置図、スペックが分かる資料 ・夢洲駅施設建築図・CADデータおよび夢洲駅の出入口 ・IR敷地側の出入口動線が分かる資料	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。
51	要項	道路の整備内容について	7	I	I-2	(2)	提案内容検討にあたり、以下の情報を頂けますでしょうか。 ・夢洲内道路の図面（高架道路も含む）、CADデータ ・観光外周道路の北側・南側の接続部の信号設置の有無、その他の信号設置位置について	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。
52	要項	周辺状況	7	I	I-2	(2)	夢洲へのアクセス方法として、自動車・鉄道他、夢洲北岸の栈橋への島内アクセスおよび舟運のイメージがあればご教示ください。	夢洲北岸係留施設については、次のwebページを参照ください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000611095.html">https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000611095.html</a>

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
53	要項	鉄道	7	I	I-2	(2)	夢洲駅の1日の想定乗降客数をご教示ください。	万博開催期間中（来場者22.7万人を見込む日の場合）については、「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針（アクションプラン）第4版」において1日あたり12.9万人が鉄道（夢洲駅利用）によって万博へ来訪すると想定されています。 万博閉幕以降については、開発事業者や鉄道事業者から想定乗降客数は公表されておりません。
54	要項	グリーンテラスゾーンについて	8	I	I-2	(2)	対象区域と一体的にグリーンテラスゾーンを活用することを検討するため、以下の情報を頂けますでしょうか。 ・メガソーラー事業のソーラーパネル配置図 ・IR事業における太陽光発電事業の計画図および計画発電量 ・万博会場の配置図（グリーンテラスの活用可能範囲確認のため）	本提案募集において、グリーンテラスゾーン（夢洲1区）に係る提案は募集しておりませんので、グリーンテラスゾーンに係る資料の提供は行いません。
55	要項	グリーンテラスゾーンについて	8	I	I-2	(2)	大阪ひかりの森プロジェクトについては、2033年9月終了予定とされていますが、プロジェクトの終了時期はいつ確定しますでしょうか。	プロジェクトの終了時期が確定する時期については、現時点では未定です。
56	要項	グリーンテラスゾーンについて	8	I	I-2	(2)	IR事業における太陽光発電の利用地域の使用の検討に関するスケジュールをご教示ください。	提示の予定はありません。
57	要項	提出資料について	20	IV-1			提出書類にイラスト、イメージ図、パース等を用いて説明とありますが、別紙でもよろしいでしょうか。	様式C-1に記載内容を定めておりますのでその様式を使用してください。 なお、様式C-1は合計10枚以内としてください。
58	要項	大屋根リングについて	21	IV	IV-1	(1)	大屋根リングの残置および活用検討のため、構造や接合部の仕様、材質が分かる資料および建築図のCADデータを頂けますでしょうか。	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
59	要項	実現性に関する項目について	21	IV	IV-1	(2)	収支計画はC-2-3の指定様式で提出とありますが、別添C-2-3の様式の注書きには「ここで示す項目は例示であり、提案内容にあわせて具体的に記載」と記載があります。 具体的に記載するために、様式適宜で追加資料等の添付や枚数を増加して提出することは可能でしょうか。	様式C-2-3の範囲内で、適宜、追加資料等を添付することは可能です。なお、枚数の制限はありません。
60	要項	静けさの森について	23	IV	IV-1	(2)	静けさの森の残置および移植検討のため、樹種・配置・土壌改良している場合はその範囲などが分かる資料もしくはCADデータを頂けますでしょうか。 また万博期間中の維持管理の計画および費用見通しについて情報を頂けますでしょうか。	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。
61	要項	樹木の譲渡価格	24	IV	IV-1	(2)	樹木（新植した500本）の譲渡価格の算出方法について、ご教示ください。	令和5年12月14日2025年日本国際博覧会協会臨時理事会資料では、協会財産処分のうち譲渡（リユース）の基本的な考え方として「公募時の最低価格については、過去博（'70年大阪万博、'05年愛知博）と同様、残存簿価を基準として使用状態を勘案し割り引く」とされております。 なお、移設先が自治体の場合のみ、地域再生計画等の活用により、無償で譲渡を受けられる可能性があります。
62	要項	夢洲へのアクセスについて	29	V	V-1	(3)	上位計画を踏まえた提案を求めるとのことですが、上位計画を踏まえた区域外の交通に関する提案は評価対象となると考えてよろしいでしょうか。	提案内容が、評価の視点に該当すれば、評価対象となります。
63	要項	公共交通戦略	30	V	V-2	(3)	JR桜島線延伸の夢洲まちづくりの主体とは具体的に誰で、この事業にかかる費用は誰が負担するのでしょうか。 また、土地利用の状況に応じた鉄道整備とありますが、時期はいつ頃を想定しているのでしょうか。	現時点では未定です。 なお、アクセス鉄道整備について、公的セクターによる費用負担に加え、夢洲第2期区域開発事業者による費用負担の可能性についてご意見等がある場合は、様式C-1にその旨、記載ください。
64	要項	区画道路の新設	31	V	V-3	(3)	区画道路は開発事業者の負担で整備し、所有するとありますが、観光外周道路以外の帰属は受け付けないという理解でしょうか。 区画道路と観光外周道路との接続部に信号を設置することは可能でしょうか。	区画道路の帰属については、お見込みのとおりです。信号の設置については交通管理者が設置するものであり、交通管理者との協議により決定します。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
65	要項	土地の処分条件	32	V	V-4	(1)	借地と売買についてはどちらの優先度が高いなどありますでしょうか。	土地利用形態（売却又は貸付け）において優先度は定めておりません。
66	要項	第三者への所有権移転等	33	V	V-4	(3)	提案内容を担保できれば可能という理解でよろしいでしょうか。	募集要項「V-4（3）〈売却の場合〉」に記載のとおり、契約締結の日から起算して10年を経過するまでの期間内は、原則第三者への所有権移転等は認めておりません。
67	要項	土地の処分条件（主な特約・条件）	33	V	V-4	(3)	〈売却の場合〉①として、契約締結日から10年を経過するまで、第三者への所有権移転等ができないとありますが、本件土地上に開発事業者が建設した建物の賃貸借（定期借家および普通借家）は可能でしょうか。	可能です。
68	要項	第3期区域に係る提案について	40	VIII	VIII-1		提案内容は評価の対象外とのことなので、提案者は提案内容について責任を負わない、という理解でよろしいでしょうか。	実現可能な計画を提案してください。 なお、提出物の取扱いについては、募集要項「Ⅲ-10」の内容が適用されるものとし、提案対象地に関する提案と同等の取扱いとします。
69	要項	第3期区域に係る提案について	40	VIII	VIII-2		提案書類は自由様式と記載があるので、様式C-1に含めなくてもよい、という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	別添	提案書の体裁について		B-1			提案書③については、2部のうち1部はパネルにて提出とありますが、もう1部の体裁については記載がありません。 装丁については特に指定がないものとして、A3縦置きファイル綴じ等で想定してもよろしいでしょうか。	提案書③については、必要部数2部のうち、1部はパネルにて提出いただく必要がありますが、もう1部の装丁については、特に定めはありません。
71	別添	様式C-1の作成について		B-2			様式C-1の作成について、用紙は10枚以内に収めることとありますが、表紙や目次ページはページ外として提案書に含めることは可能でしょうか。	可能です。
72	別添	道路整備計画について		C-2	C-2-2		異なる線形の外周道路の整備を希望する場合は概要図を修正し添付せよとあります。 修正する場合に使用できるCADデータやイラストレーターデータなどの編集可能ファイルを頂けますでしょうか。	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
73	要項	臨港地区について	6	I	I-2	(1)	図3で提示されている臨港地区について、今回の提案対象地は同地区には含まれないと解してよろしいですか？ 含まれている場合、その範囲が確認できる詳細資料および「分区」をご提示願います。	提案対象地は、臨港地区外です。
74	要項	守秘義務対象資料について	6	V	V-3	(1)	ご提供いただける守秘義務対象資料について、今回の対象地から接続させる既存の各インフラ施設資料（雨水・汚水・水道・ガス・電気等）は含まれていますか？ 現時点で含まれていない場合、それらを追加でご提供いただくことは可能でしょうか。	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。
75	要項	観光外周道路（南側）	32	V	V-3	(1)	当該道路の設計で設定されている交通量根拠は前項の対象資料に含まれるのでしょうか？	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。
76	要項	供給処理施設について	31	V	V-3	(2)	上記に関連し、今回の開発事業において防災調整池などの雨水抑制施設の設置は必要でしょうか？	大阪市ホームページ「雨水流出調整に関する実施基準」を参照ください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000197829.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000197829.html</a>
77	要項	鉄道施設位置図	32	V	V-3	(4)	夢洲駅南東出入口の開口は図面右側の整備道路（夢洲1号線）向きでしょうか？ 提案対象地向きの場合、開口部に何らかの追加の公共用地・空間をとることが必須となるのでしょうか？	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。 また、評価の視点を参考に、提案を行ってください。
78	要項	導入する都市機能の提案方法について	20	IV	(1)②	(i)	導入する都市機能について、提案の際、施設グループ構成員ではない運営の候補者となる事業者の固有名詞を明記してもよろしいのでしょうか。（様式A-2の様式C-1、C-2、D、E作成についての留意事項として応募者の企業名のわかる表現は一切記入しないことは心得ております。）	提案書には、企業名及び企業名が分かるブランド名、ロゴマーク等は記入しないでください。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
79	要項	導入する都市機能の内容・建築物の規模の考え方について	21	Ⅳ 1.	(2)②	(ii)	「家族従事者」の具体例をご教示頂いてもよろしいでしょうか。例、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事しているもの（農家や商店主の妻、家業を手伝っている子ども）	個人業主と生計を共にしている家族で、賃金・給与の支払の有無にかかわらず事業に従事している者。個人業主と生計を別にしている家族で事業に従事している者は、賃金・給与の支払の有無にかかわらず除く。個人業主は除く。とします。
80	要項	ハードレガシーの残置及び利活用について	22	Ⅳ 1.	(1)②	(i)ア及びイ	提案する場合は原則として、開発事業者が大屋根リングを所有を行い、費用負担するものとすると思いますが、資産としては何になるのでしょうか。固定資産税の対象になるのでしょうか。	必要に応じて、提案の内容を専門家等にご確認ください。
81	要項	ハードレガシーの残置及び利活用について	22	Ⅳ 1.	(1)②	(i)カ	開発事業者は、大阪・関西万博終了後に大屋根リングの譲渡を受けた所有者に対して無償で当該敷地の使用・占用を認めることとありますが、この記述は土地所有者は大阪市、大屋根リングの譲渡前の所有者は大阪市という場合を想定している理解で良いのでしょうか。	開発用地の土地利用形態が売却の場合は、土地所有者は開発事業者となり、貸付の場合は、土地所有者は大阪市、借地権者は開発事業者となります。 いずれの場合も、開発事業者は大屋根リングの譲渡を受けた所有者（大阪市、民間に関わらず）に対して無償で当該敷地（大屋根リング敷地）の使用・占用を認めることを条件としています。 なお、大屋根リングの譲渡前の所有者は、現時点では、現在の所有者である2025年日本国際博覧会協会との想定です。
82	要項	ハードレガシーの残置及び利活用について	23	Ⅳ 1.	(1)③		提案内容として示されている「関係法令等への適合についての考え方」の関係法令とは何か具体的にお示しいただけますでしょうか。	提案内容に応じて、建築基準法や消防法、公有水面埋立法等への適合の考え方をお示しください。
83	要項	ハードレガシーの残置及び利活用について	24	Ⅳ 1.	(2)②	(ii)	提案の条件として、静けさの森を公園、広場又は緑地等として利活用する場合、開発事業者で所有する前提で提案することとありますが、その場合、将来的に開発用地として転用することは可能と考えてよいのでしょうか。不可の場合は大阪市の資産とすることが適切と考えます。	「静けさの森」を都市計画法等に基づく公園、広場や緑地等として残置する場合は、原則として、将来的な開発用地への転用は想定しておりません。 一方、樹木の一部を移設するなどを行った任意で設けた公園、広場や緑地等の用地については、転用に対する制約は考えておりません。
84	要項	提案対象地の地盤状況等について	32		3	(5)	建設発生土は夢洲域内(第3期区域)での処分することを基本と記載があるが、処分単価について教えて頂けますでしょうか。(もしくは守秘義務対象資料に記載があるのでしょうか。)	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
85	要項	提案対象地の地盤状況等について	32		3	(5)	・ボーリング調査に関する資料 ・土壌汚染に関する資料 ・地中障害物の資料 に関する資料は守秘義務対象資料としてご提示頂けるのでしょうか。	提案にあたり必要となる情報は、守秘義務対象資料として可能な範囲で提供する予定です。 なお、守秘義務対象資料として提供する資料の種別・資料名称等は、守秘義務対象資料の開示に関する誓約書を提出した提案者に対して、電子メールにより提示する予定です。
86	要項	評価の視点等について	36		-1	②	評価の視点として挙げられている②土地利用計画等の欄にある「土地利用ゾーニング、導入する都市機能等の欄について「隣接するゾーン」の表記がありますが、これは何を指すのでしょうか。	グリーンテラスゾーン、産業・物流ゾーン、物流ゾーン、観光・産業ゾーン（第1期区域）を指します。
87	要項	評価の視点等について	37		3	(1)	②土地利用計画等-iv「スマートなまちづくり」の実現に向けた取組において大阪スーパーシティ全体計画に掲載されている先端的サービスの取組の中から今回のまちづくりに組み入れることが求められるのでしょうか。	上位計画を踏まえた提案を提出してください。
88	要項	評価の視点等について	37		3	(1)	②土地利用計画等-iv「スマートなまちづくり」の実現に向けた取組において夢洲第2期区域においてスーパーシティを実現することよりも、大阪全体として広げられる(要素がある)か、の方が優先されるのでしょうか。	本提案において、どちらかを優先することはありません。
89	要項	評価の視点等について	37		3	(1)	②-iv「スマートなまちづくり」の実現に向けた取組において新たな先端的サービスを提案する場合は、規制改革内容も併せて提案する必要があるのでしょうか。	実現可能な計画を提案してください。 なお、提案内容の実現に必要な規制緩和等がある場合は、併せて提案してください。
90	別添	様式B-1について					CD-ROMのデータは「WINDOWS10、Word2021で読み取れるものとする」とありますが、PDFデータの提出でもよろしいでしょうか。	Wordデータで提出をお願いします。
91	別添	様式B-2について					様式C-1について、様式B-2では10枚以内、様式C-1各頁では10枚程度とあります。10枚を多少超過することは可能でしょうか。	様式C-1は合計10枚以内としてください。 様式を修正しましたのでご確認ください。  <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yumesaki/yumeshima2ki-bosyu0920.html</a>
92	別添	様式B-2について					様式C-2について、様式サイズや枚数の指定がありませんが、A4縦（片面）という理解でよいでしょうか。	様式C-2は、A4縦（片面）での提出をお願いします。なお、枚数指定はありません。

「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」に関する質問書に対する回答（第1回） 【その2】

No.	資料名	質問事項	頁	記号1	記号2	記号3	質問内容	回答
93	別添	様式C-1について					提案項目の見出し等を大きく変えない範囲でレイアウトや配色等を工夫し、見やすく改変した上で提案することは可能でしょうか。	可能です。
94	別添	様式C-2について					様式C-2で示されている項目以外（例えば1-（1）まちのプランニングやデザインに関する項目 ①第2期区域のまちづくりの考え方）についても記載することは可能でしょうか。	様式C-2で示されている項目のみの記載としてください。
95	別添	様式C-2-1について					提案項目の見出し等を大きく変えない範囲でレイアウトや配色等を工夫し、見やすく改変した上で提案することは可能でしょうか。	可能です。
96	別添	様式C-2-2について					提案項目の見出し等を大きく変えない範囲でレイアウトや配色等を工夫し、見やすく改変した上で提案することは可能でしょうか。	可能です。
97	別添	様式C-2-3について					提案項目の見出し等を大きく変えない範囲でレイアウトや配色等を工夫し、見やすく改変した上で提案することは可能でしょうか。	可能です。
98	別添	様式C-2-4について					提案項目の見出し等を大きく変えない範囲でレイアウトや配色等を工夫し、見やすく改変した上で提案することは可能でしょうか。	可能です。
99	別添	様式Eについて					提案項目の見出し等を大きく変えない範囲でレイアウトや配色等を工夫し、見やすく改変した上で提案することは可能でしょうか。	可能です。